改定前			
以足削	以足按		
外国人研修生特約	外国人研修生特約		
(略)	(略)		
第2章 疾病治療費用担保条項	第2章 疾病治療費用担保条項		
第1条(保険金を支払う場合) (1) 当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(*1)からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。 ① 次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合 ア.責任期間中に発病した疾病 イ.責任期間やに発生したものに限ります。 ② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合アー類感染症 ・一類感染症・・一類感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 第1条(保険金を支払う場合) (1) 当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(*1)からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。 ① 次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合 7.責任期間中に発病した疾病 4.責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。 ② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合 7.一類感染症 4. 二類感染症 5. 三類感染症 5. 二質療染症(*4) 		
(2) (1) にいう「(2) に掲げる金額」とは、下表に掲げる金額をいいます。ただし、 社会通念上妥当な金額であり、かつ、(1) の表の①または②の疾病の発病と同等 のその他の疾病の発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、この	(2) (1) にいう「(2) に掲げる金額」とは、下表に掲げる金額をいいます。ただし、 社会通念上妥当な金額であり、かつ、(1) の表の①または②の疾病の発病と同等 のその他の疾病の発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、この		

<u>- 1 L</u> 1 保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

7. 医師の診察費、処置費および手術費

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用

保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

7. 医師の診察費、処置費および手術費

次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

1. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用

料

- ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
- エ. 職業看護師(*4)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
- オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
- カ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急 移送費
- *. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費。ただし、被保険者の居住地の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
- ② 次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病 (*5)について10万円を限度とします。
 - 7. 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用
 - (ア)入院のための交通費
 - (イ)治療のために必要な通訳雇入費
 - (ウ) 国際電話料等通信費
 - (エ)入院に必要な身の回り品購入費(*6)
 - イ.被保険者の通院のための交通費
- (3) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (4) (1)の規定にかかわらず、当会社は、下表に掲げる疾病の治療に必要とした費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
- ① 当会社が第1章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する 疾病
- ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および不妊症
- ③ 歯科疾病
- ④ 被保険者が山岳登はん(*7)を行っている間に発病した高山病
- (5) (1)の疾病治療費用保険金の支払は、1疾病(*<u>5</u>)について疾病治療費用保険金額(*<u>8</u>)をもって限度とします。
- (6) 他の保険契約等(*9)がある場合において、支払責任額(*10)の合計額が(1)の 費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を疾病治療費用保険金と して支払います。

料

- ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
- エ. 職業看護師(*5)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
- オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
- カ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急 移送費
- *. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費。ただし、被保険者の居住地の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
- ② 次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病 (*6)について10万円を限度とします。
 - ア. 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用
 - (ア)入院のための交通費
 - (イ)治療のために必要な通訳雇入費
 - (ウ) 国際電話料等通信費
 - (エ)入院に必要な身の回り品購入費(*7)
 - 4. 被保険者の通院のための交通費
- (3) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (4) (1)の規定にかかわらず、当会社は、下表に掲げる疾病の治療に必要とした費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
- ① 当会社が第1章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する 疾病
- ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および不妊症
- ③ 歯科疾病
- ④ | 被保険者が山岳登はん(*8)を行っている間に発病した高山病
- (5) (1) の疾病治療費用保険金の支払は、1 疾病(*<u>6</u>) について疾病治療費用保険金額(*<u>9</u>) をもって限度とします。
- (6) 他の保険契約等(*<u>10</u>)がある場合において、支払責任額(*<u>11</u>)の合計額が(1) の費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を疾病治療費用保険金として支払います。

改定前		改定後			
1	他の保険契約等(*9)から保険金	この保険契約の支払責任額(* <u>10</u>)	1	他の保険契約等(* <u>10</u>)から保険	この保険契約の支払責任額(*11)
	または共済金が支払われていな			金または共済金が支払われてい	
	い場合			ない場合	
2	他の保険契約等(*9)から保険金	(1)の費用の額から、他の保険契約等	2	他の保険契約等(* <u>10</u>)から保険	(1)の費用の額から、他の保険契約等
	または共済金が支払われた場合	(*9)から支払われた保険金または共済		金または共済金が支払われた場	(* <u>10</u>)から支払われた保険金または共
		金の合計額を差し引いた残額。ただし、		合	済金の合計額を差し引いた残額。ただ
		この保険契約の支払責任額(* <u>10</u>)を限			し、この保険契約の支払責任額(* <u>11</u>)を
		度とします。			限度とします。
(7)	(1) © H (1) = 1 1 2 12 14 / H (1) = 1	. パルクサ 1 相様よっ ## 用 2 . さ (a) あまに相	(7)	(1) の担告)-)) > ド +h/ロP人+/	. パルクサ 1 141 # ナス

- (7)(1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)の表に掲|(7)(1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)の表に掲 げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用 保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出 したものとみなして(1)から(6)までの規定により算出した疾病治療費用保険金 をその機関に支払います。
- (*1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日を いいます。
- (*2) 妊娠、出産、早産、流産および不妊症を含みません。以下この特約におい て同様とします。
- (*3) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (*4) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合 の職務として付添を行う者を含みます。
- (*5) 合併症および続発症を含みます。
- (*6) 3万円を限度とします。
- (*7) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをい います。以下この特約において同様とします。
- (*8) 保険証券記載の疾病治療費用保険金額をいいます。
- (*9) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または 共済契約をいいます。
- (*10) 他の保険契約等(*9)がないものとして算出した支払うべき保険金の額を いいます。

- げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用 保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出 したものとみなして(1)から(6)までの規定により算出した疾病治療費用保険金 をその機関に支払います。
- (*1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日を いいます。
- (*2) 妊娠、出産、早産、流産および不妊症を含みません。以下この特約におい て同様とします。
- (*3) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (*4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の 規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定 と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
- (*5) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合 の職務として付添を行う者を含みます。
- (***6**) 合併症および続発症を含みます。
- (*7) 3万円を限度とします。
- (*8) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをい います。以下この特約において同様とします。
- (*9) 保険証券記載の疾病治療費用保険金額をいいます。
- (*10) (1) の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または 共済契約をいいます。
- (*11) 他の保険契約等(*10)がないものとして算出した支払うべき保険金の額を いいます。

改定前	改定後		
(略)	(略)		
第3章 疾病死亡危険担保条項	第3章 疾病死亡危険担保条項		
第1条(保険金を支払う場合)	 第1条(保険金を支払う場合)		
(1) 当会社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が下表のいずれかに該			
当した場合は、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、	当した場合は、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、		
保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受			
TREE TO THE TO	保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受		
	取人に支払います。		
① 責任期間中に死亡した場合	① 責任期間中に死亡した場合		
② 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日か	② 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日か		
らその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48	らその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48		
時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受け	時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受け		
ていた場合に限ります。	ていた場合に限ります。		
	7. 責任期間中に発病した疾病		
イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因	1. 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因		
が責任期間中に発生したものに限ります。	が責任期間中に発生したものに限ります。		
③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関	┃ ③ ┃責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 ┃		
する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいず	する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条 (定義等) に規定する次のいず		
れかの感染症(*1)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日	れかの感染症(*1)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日		
を含めて30日以内に死亡した場合	を含めて30日以内に死亡した場合		
7. 一類感染症	7. 一類感染症		
1. 二類感染症	1. 二類感染症		
ウ. 三類感染症	ウ. 三類感染症		
工. 四類感染症	工. 四類感染症		
	1. 指定感染症(*2)		
(2) 普通約款第33条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保	(2) 普通約款第33条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保		
険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上である	険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上である		

- (2) 普通約款第33条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保 険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上である ときは、当会社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取 人に支払います。
- (3) 普通約款第33条(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、 均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4) (1) の規定にかかわらず、当会社は、下表に掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。
- 人に支払います。 (3) 普通約款第33条(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、 均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

ときは、当会社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取

(4) (1) の規定にかかわらず、当会社は、下表に掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

改定前	改定後		
① 当会社が第1章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する 疾病	① 当会社が第1章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する 疾病		
② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および不妊症	② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および不妊症		
③ 歯科疾病	③ 歯科疾病		
④ 被保険者が山岳登はんを行っている間に発病した高山病	④ 被保険者が山岳登はんを行っている間に発病した高山病		
(*1) 被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。	(*1) 被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。 (*2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の 規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定 と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。		
(略)	(略)		
クレジットカード用海外旅行傷害保険特約	クレジットカード用海外旅行傷害保険特約		
(略)	(略)		
第2章 疾病治療費用担保条項	第2章 疾病治療費用担保条項		
第1条(保険金を支払う場合) (1) 当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額 を、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、疾病治療費 用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(*1)からそ	第1条(保険金を支払う場合) (1) 当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額 を、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、疾病治療費 用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(*1)からそ		
の日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。	の日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。		
① 次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合7.責任期間中に発病した疾病4.責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。	① 次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合 7. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因 が責任期間中に発生したものに限ります。		
② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関	② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関		
する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいず	する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいず		
れかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日	れかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日		
を含めて 14 日を経過するまでに治療を開始した場合	を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合		

- ア. 一類感染症
- 1. 二類感染症
- ウ. 三類感染症
- 工. 四類感染症
- (2) (1) にいう「(2) に掲げる金額」とは、下表に掲げる金額をいいます。ただし、 社会通念上妥当な金額であり、かつ、(1) の表の①または②の疾病の発病と同等 のその他の疾病の発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、この 保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。
- ① │次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
 - ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使 用料
 - ウ. X 線検査費、諸検査費および手術室費
 - エ. 職業看護師(*4)費。ただし謝金および礼金は含みません。
 - オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
 - カ. 入院による治療を必要とする場合において、病院もしくは診療所が 遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていな いこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で医師の治療を 受けたとき(*5)の宿泊施設の客室料
 - *. 入院による治療は必要としない場合において、治療を受け、医師の 指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、 被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予 定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - 7. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急 移送費
 - ケ. 入院または通院のための交通費
 - 3. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(*6)。ただし、日本国内(*7)の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
 - サ. 治療のために必要な通訳雇入費

- ア. 一類感染症
- 4. 二類感染症
- ウ. 三類感染症
- エ. 四類感染症
- t. 指定感染症 (*4)
- (2) (1) にいう「(2) に掲げる金額」とは、下表に掲げる金額をいいます。ただし、 社会通念上妥当な金額であり、かつ、(1) の表の①または②の疾病の発病と同等 のその他の疾病の発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、この 保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。
- ① | 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
 - 7. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使 用料
 - ウ. X 線検査費、諸検査費および手術室費
 - I. 職業看護師(*5)費。ただし謝金および礼金は含みません。
 - オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
 - カ. 入院による治療を必要とする場合において、病院もしくは診療所が 遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていな いこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で医師の治療を 受けたとき(*6)の宿泊施設の客室料
 - *. 入院による治療は必要としない場合において、治療を受け、医師の 指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、 被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予 定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - 7. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急 移送費
 - ケ. 入院または通院のための交通費
 - コ.病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(*7)。ただし、日本国内(*8)の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
 - サ.治療のために必要な通訳雇入費

	改定前			改定往	<u> </u>
② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現		2	* '' = * '		
		8)について20万円を限度とします。			:9)について20万円を限度とします。
	7. 国際電話料等通信費	<u>o</u> /に グ・C 2 0 カロを嵌及としより。		ア. 国際電話料等通信費	· <u>··</u> /に グ・く 2 0 万 日を 成皮 2 しよ y 。
	1. 入院に必要な身の回り品購入費(*O)		1. 入院に必要な身の回り品購入費(*10)
(3)	4. 八院に必要な多の回り品購入員で 被保険者が治療のために入院し、その		(3)		* <u>10</u> / の結果、当初の旅行行程を離脱した場
		り福米、ヨ初の旅刊11程を離脱した場 費用のうち被保険者が現実に支出した	3		の結果、ヨ初の旅刊11 侯を離脱した場 費用のうち被保険者が現実に支出した
	金額。ただし、被保険者が払戻しを				賃用のりら被保険者が現実に叉面した 受けた金額または被保険者が負担する
	金額。たたし、仮保険有が払戻しを含むというというというというというというというというというというというというというと			金額。たたし、 放休映名が払戻しを ことを予定していた金額については	
	7. 被保険者が当初の旅行行程に復			7. 被保険者が当初の旅行行程に復	
(0)	1. 被保険者が直接帰国するための		(0)	1. 被保険者が直接帰国するための	2 1 - 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(3) (1) の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時			(3) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時間は、 原質の急遽によりない。		
期等は、医師の診断によります。			等は、医師の診断によります。 (1) の担実にかかわらず、火会なけ、下	まのいぞれかに担ぼて佐佐の仏房に立	
(4) (1) の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに掲げる疾病の治療に必要して、 ままにない。 なたが、 まま 田田 (20) へきませいよい。		(4) (1) の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに掲げる疾病の治療に必要とした費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。			
I -	要とした費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。				
① 当会社が第1章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する 疾病		① 当会社が第1章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する 疾病			
<u></u>		トス広岸かとバブガウ			
2	妊娠、出産、早産または流産に起因	9 る疾病やよい个妊娠	② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および不妊症		
③ 歯科疾病 ④ 被保険者が山岳登はん(*10)を行っている間に発病した高山病		③ 歯科疾病			
4			④ 被保険者が山岳登はん(*<u>11</u>)を行っている間に発病した高山病(5) (1) の疾病が廃患界保険へのまれば、1 疾病(**)) にのいて保険証券記載の疾病		
	(1)の疾病治療費用保険金の支払は、1	_	(5) (1) の疾病治療費用保険金の支払は、1 疾病(*9) について保険証券記載の疾病		
	療費用保険金額をもって限度とします		治療費用保険金額をもって限度とします。		
	他の保険契約等(* <u>11</u>)がある場合にお * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	——————————————————————————————————————	(6) 他の保険契約等(* <u>12</u>)がある場合において、支払責任額(* <u>13</u>)の合計額が(1) の費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を疾病治療費用保険金		
		下表に掲げる額を疾病治療費用保険金			「衣に掲りる観を疾柄信爆貨用体映金
	して支払います。	> の旧吟初始の土北 書/(城(**10)	l —	して支払います。	この保険初始の士打事に嬉(いつ)
1	他の保険契約等(* <u>11</u>)から保険金ま	この保険契約の支払責任額(* <u>12</u>)	(1)		この休険突がの文払貝仕領(* <u>13</u>)
	たは共済金が支払われていない場			たは共済金が支払われていない場	
		(1) の世田の桜 2 さ M の旧M 知 45			(1) の
2	他の保険契約等(*11)から保険金ま	(1) の費用の額から、他の保険契約	2	他の保険契約等(* <u>12</u>) から保険金ま	(1)の費用の額から、他の保険契約
	たは共済金が支払われた場合	等(*11)から支払われた保険金また		たは共済金が支払われた場合	等(* <u>12</u>)から支払われた保険金また
		は共済金の合計額を差し引いた残したが、ただしての保険初めのまれま			は共済金の合計額を差し引いた残し
		額。ただし、この保険契約の支払責			額。ただし、この保険契約の支払責
	(4) © Het) = 1 1 2 10 14/17 pA 4/20	任額(* <u>12</u>)を限度とします。		(4) © [Het] = 1 1 2 10 Ltmp/ - 2 10	任額(* <u>13</u>)を限度とします。
(7)	(1)の規定にかかわらす、被保険者が当	当会社と提携する機関から(2)の表の①	(7)	(1)の規定にかかわらす、被保険者が	当会社と提携する機関から(2)の表の①

または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関へのまたは③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への

改定前

疾病治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(6)までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

- (8) (2)の規定にかかわらず、被保険者が(1)の表のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック (Chiropractic)、鍼(Acupuncture) または灸 (Moxa cautery) の施術者(*13)による治療を必要としたことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した(2)の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。
- (9) (2) の規定にかかわらず、被保険者が(1) の表のいずれかに該当し、その直接 の結果として、視力の屈折矯正を目的として、現実に支出した (2) の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。
- (*1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (*2) 妊娠、出産、早産、流産および不妊症を含みません。
- (*3) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (*4) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- (*5) 医師の指示により宿泊施設で静養する場合を含みます。
- (*<u>6</u>) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。
- (*7) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地をいいます。
- (*8) 合併症および続発症を含みます。
- (*9) 5万円を限度とします。
- (*<u>10</u>) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (*<u>11</u>) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または 共済契約をいいます。
- (*<u>12</u>)他の保険契約等(*<u>11</u>)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
- (*13)治療を必要とした地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治

改定後

疾病治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(6)までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

- (8) (2)の規定にかかわらず、被保険者が(1)の表のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック (Chiropractic)、鍼(Acupuncture) または灸 (Moxa cautery) の施術者(*14)による治療を必要としたことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した(2)の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。
- (9) (2)の規定にかかわらず、被保険者が(1)の表のいずれかに該当し、その直接の結果として、視力の屈折矯正を目的として、現実に支出した(2)の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。
- (*1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (*2) 妊娠、出産、早産、流産および不妊症を含みません。
- (*3) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (*4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の 規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定 と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
- (*5) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- (*6) 医師の指示により宿泊施設で静養する場合を含みます。
- (*7) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。
- (*8) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地をいいます。
- (*9) 合併症および続発症を含みます。
- (*10) 5万円を限度とします。
- (*11) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (*<u>12</u>) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または 共済契約をいいます。
- (*<u>13</u>) 他の保険契約等(*<u>12</u>)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
- (*14) 治療を必要とした地の法令に定められた資格を持つ者または法令により

改定前	改定後		
療を行うことを許された者をいいます。	治療を行うことを許された者をいいます。		
(略)	(略)		
賠償責任危険担保条項、携行品損害担保条項、疾病治療費用担保条項および海外 旅行保険特約に関する特約 (クレジットカード用海外旅行傷害保険特約用)	賠償責任危険担保条項、携行品損害担保条項、疾病治療費用担保条項および海外 旅行保険特約に関する特約 (クレジットカード用海外旅行傷害保険特約用)		
(略)	(略)		
第4条(疾病治療費用担保条項の当会社の支払責任の変更) 当会社は、カード特約第2章疾病治療費用担保条項が付帯されている場合に は、同担保条項およびカード特約第6章基本条項を次のとおり読み替えて適用 します。	第4条(疾病治療費用担保条項の当会社の支払責任の変更) 当会社は、カード特約第2章疾病治療費用担保条項が付帯されている場合に は、同担保条項およびカード特約第6章基本条項を次のとおり読み替えて適用 します。		
(1) カード特約第2章第1条(保険金を支払う場合)(1)の表を下表のとおり読み替えて適用します。	(1) カード特約第2章第1条(保険金を支払う場合)(1)の表を下表のとおり読み替えて適用します。		
① 次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合7.責任期間中に発病した疾病4.責任期間中に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。② 責任期間中に感染した責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合7.一類感染症4.二類感染症ウ.三類感染症5.四類感染症5.四類感染症5.四類感染症5.四類感染症5.四類感染症5.	① 次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合7.責任期間中に発病した疾病4.責任期間中に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。② 責任期間中に感染した責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合7.一類感染症4.二類感染症5.三類感染症5.三類感染症5.三類感染症5.三類感染症5.三類感染症5.三類感染症5.三類感染症5.三類感染症5.三類感染症5.三類感染症5.		

改定前	改定後	
(2) カード特約第6章第10条(保険金の請求)(2)の④の表の7.を下表のとおり 読み替えて適用します。 「	」 (2) カード特約第6章第10条(保険金の請求)(2)の④の表の7.を下表のとおり 読み替えて適用します。	
7. 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ、責任期間 終了後72時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度 を証明する医師の診断書	7. 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ、責任期間 終了後72時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度 を証明する医師の診断書	
]]	
(略)	(略)	